

平成23年4月1日

各 位

八 幡 信 用 金 庫

A T Mのご利用が困難なお客様への「窓口での振込手数料」の引下げについて

八幡信用金庫（理事長 野田 紘一）は、4月1日（金）より障がいをお持ちの方または要介護・要支援の認定を受けておられる方の利便性向上のため、A T Mのご利用が困難なお客さまを対象に、窓口での振込手数料についてA T Mをご利用された場合と同水準へ引下げることにいたしましたのでお知らせします。

記

1．取扱開始予定日

平成23年4月1日（金）

2．対象となる方

障がいをお持ちの方または要介護・要支援の認定を受けている方で、A T Mでの振込が困難であると申し出があった方

障害者手帳または介護保険被保険者証の呈示が必要となります。

3．対象となる取引

振込依頼人が本人名義の窓口振込

4．引下げ後の窓口振込手数料

		同一店舗宛			当金庫本支店宛			他金庫（行）宛		
		通常	対象者	引下額	通常	対象者	引下額	通常	対象者	引下額
現金による振込	3万円未満	無料	無料		300円	100円	200円	600円	400円	200円
	3万円以上	無料	無料		400円	200円	200円	800円	600円	200円
当金庫口座からの振込	3万円未満	無料	無料		300円	100円	200円	600円	400円	200円
	3万円以上	無料	無料		400円	200円	200円	800円	600円	200円

以上